

事業概略書

自治体におけるひきこもり相談支援の実施状況に関する実態把握
及び効果的な実施方法に関する調査研究事業

株式会社工業市場研究所（報告書A 4版 173頁）

事業目的

ひきこもり支援の推進については、特化した相談窓口として、都道府県・指定都市に「ひきこもり地域支援センター」を整備し、平成30年度には設置が全て完了し、令和4年度からは、センターの設置主体を基礎自治体にも拡充するとともに、新たな事業として支援ステーション事業を創設するなど、より身近な地域でひきこもりに関する相談支援が実施できるような体制整備をすすめている（政令市除く各市町村において、令和4年度は190市町村、令和5年度は245市町村、令和6年度は303市町村が実施している）。

また、すべての市町村に対して、相談窓口の明確化や周知等の取組を実施するようお願いしており、上記の自治体も含め、8割を超える市町村が、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業や重層的支援体制整備事業による断らない相談窓口等を始めとした様々な窓口で、ひきこもり状態にある本人やその家族等の相談を受け止めていると報告がされている状況にある。

こうした市町村の取組状況は様々であり、支援の実態は把握できていないことから、支援の現状と課題について把握し、今後の効果的な実施方法及び実施体制等を整理するために本調査研究を実施した。

事業概要

1. 自治体へのアンケート調査

- ・全国の基礎自治体（1,741市町村）を対象としてアンケート調査を実施した。
- ・特に、アンケート調査においては、ひきこもり支援推進事業を実施していない自治体において、ひきこもり相談窓口を設定している場合、生活困窮者自立相談支援窓口や、重層的支援体制整備事業の窓口等、様々な相談窓口との役割の違いがどのようにになっているかの把握に重きを置いて実施した。

2. 自治体へのヒアリング調査

- ・上記1.のアンケート調査に回答があった自治体のうち、ひきこもり支援推進事業の相談支援を実施していない自治体を中心とした計14件を対象に、ひきこもり支援の実施状況や実施体制、支援に際しての課題やニーズ等の詳細を把握するためにヒアリング調査を実施した。

3. 検討委員会の開催

- ・調査研究事業の客観性等を確保するため、ひきこもり支援に関する知見を有する専門家6名で構成される検討委員会を設置し、当事業実施期間中に計3回、事業の経過や成果を報告・相談し、評価・助言を受けた。
- ・なお、検討委員会については、会議体としての開催ではなく、資料をそのつど検討委員に送付し、後日書面で評価・助言を受けるという、持ち回り開催の形態とした。

4. 分析・考察、報告書作成

- ・上記①と②の調査結果を基に、③の検討結果も踏まえた上で分析/考察を行い、ひきこもり相談支援における課題や、それら課題の解決に向けた方策などについて提言をし、その内容を報告書にまとめた。

調査研究の過程

1. 自治体へのアンケート調査

○調査票案作成（2024年7月下旬～2024年9月上旬）

- ・過去の類似調査報告書等を参考に、自治体向けアンケート調査の調査票案を作成した。

○アンケート調査票の送付・回収・集計・分析（2024年9月中旬～2024年11月中旬）

- ・厚生労働省の「調査・照会（一斉調査）システム」にて、全国の基礎自治体（1,741市区町村）へアンケート調査票（回答URL）を発送し、順次回収票の集計・分析を行い、調査結果を報告書としてまとめた（回収率68.2%）。
- ・なお、調査票発送が2024年9月18日、調査票回答締切が2024年10月8日であり、実質上の回答期間は約3週間である。

2. 自治体へのヒアリング調査

○ヒアリング項目案等作成、ヒアリング対象候補抽出（2024年11月上旬～2024年11月中旬）

- ・アンケートの調査結果も踏まえ、ヒアリング調査の項目案を作成し、また、以下のような選定基準に基づき、ヒアリング調査対象先の候補として約30件を抽出した。

＜ヒアリング対象候補選定について＞

ヒアリング対象とする自治体	選定理由
● 事前アンケート調査において、ひきこもりに関する相談実績が「ある」と回答している自治体	● ひきこもり相談支援の体制・役割分担等において事例として参考になるような自治体を対象とする必要がある
● ひきこもり支援推進事業を実施していない自治体	● 当該事業を実施している自治体の状況はおよそ察しがつくため、実施していない自治体の状況を把握したい
● 自治体自ら生活困窮者自立相談支援窓口とひきこもり相談窓口を一体的に実施しており、且つ、重層的支援体制整備事業の窓口でも相談を実施している自治体	● 例えば社会福祉協議会で生活困窮者自立相談支援窓口とひきこもり相談窓口を一体的に実施しているケースなどは従来からあるため、そうではなく、自治体自らがこれら事業を一体的に実施しているようなケースを対象に、特にどのような体制・役割分担で相談支援を行っているかを確認したい
● ひきこもり支援推進事業、重層的支援体制整備事業、生活困窮者自立相談支援事業、このいずれも実施していない自治体の中で、アンケート調査結果から役割分担や連携体制を明確化できていると確認できた自治体	● これら事業の窓口を活用していない自治体では、どのようにひきこもり相談支援の役割分担や連携体制を明確化しているのかを把握したい

○自治体へのヒアリング調査の実施（2024年12月中旬～2025年2月中旬）

- ・ひきこもり支援の実施状況や実施体制、支援に際しての課題やニーズ等の詳細を把握するため、ヒアリング調査を実施した。
- ・ヒアリング調査は、対象候補先へ順次ヒアリングへの協力を打診し、同意が得られた計14件に対して、オンラインor電話で1件あたり1時間程度、ヒアリング調査を実施している。

＜ヒアリング実施先一覧＞

	自治体区分	エリア	事業実施
1	特別区/指定都市/中核市	中部・北陸エリア	重層的支援体制整備事業
2	特別区/指定都市/中核市	関東甲信越エリア	重層的支援体制整備事業
3	特別区/指定都市/中核市	中国・四国エリア	重層的支援体制整備事業
4	特別区/指定都市/中核市	中部・北陸エリア	重層的支援体制整備事業
5	特別区/指定都市/中核市	近畿エリア	－
6	特別区/指定都市/中核市	近畿エリア	－
7	一般市(人口10万人以上)	関東甲信越エリア	－
8	一般市(人口10万人未満)	北海道・東北エリア	重層的支援体制整備事業
9	一般市(人口10万人未満)	九州・沖縄エリア	－
10	一般市(人口10万人未満)	近畿エリア	－
11	町村	北海道・東北エリア	－
12	特別区/指定都市/中核市	中部・北陸エリア	ひきこもり支援推進事業
13	特別区/指定都市/中核市	関東甲信越エリア	ひきこもり支援推進事業
14	一般市(人口10万人未満)	中国・四国エリア	ひきこもり支援推進事業

3. 検討委員会の開催

①検討委員会構成員

分野		所属
ひきこもり	行政	都道府県のひきこもり地域支援センター担当者
	民間（委託先含む）	市区町村の社会福祉協議会担当者
生活困窮	行政	市区町村の福祉部門担当者
	民間（委託先含む）	一般社団法人担当者
重層	行政	市区町村の福祉部門（重層的支援推進部門）担当者
	民間（委託先含む）	市区町村の社会福祉協議会担当者

※個人情報保護の観点から、委員の名称は未記載とした

②検討委員会での検討内容

	時期	検討事項
第1回	2024年9月上旬～2024年9月中旬	自治体へのアンケート調査票（案）の確認・検討
第2回	2024年11月下旬～2024年12月上旬	アンケート調査結果（途中経過）の報告 ヒアリング調査項目（案）の確認・検討 ヒアリング調査対象先の選定
第3回	2025年3月中旬～2025年3月下旬	調査報告書（分析・考察結果）の確認・検討

4. 分析・考察、報告書作成

- 調査結果の分析・考察、報告書作成（2025年2月中旬～2025年3月下旬）
- ・上記のアンケート調査とヒアリング調査結果を基に分析/考察を行い、ひきこもり相談支援における課題や、それら課題の解決に向けた方策などについて提言をし、その内容を報告書にまとめた。
 - ・最終的には検討委員会での評価・助言も踏まえ、報告書内容を確定した。

事 業 結 果

本調査事業で実施したアンケート・ヒアリング調査で把握されたデータ・情報に基づき、すべての市町村におけるひきこもり相談支援の推進に向けて、効果的な連携体制の構築及び効果的な実施の実態について分析及び考察を整理し、それらを踏まえた今後の対応方策や展望について検討・整理を行った。

1. ひきこもり相談支援にあたっての連携体制の構築や効果的な実施の実態

①生活困窮者自立相談支援事業の仕組みを活用した取組状況

＜結果分析＞

- ひきこもり支援推進事業を実施していない自治体では、ひきこもり相談窓口として設定されている部署・機関は「生活困窮者自立相談支援窓口」が41.6%にのぼる。【アンケート調査結果】
- 各事業の相談窓口におけるひきこもり相談支援の一体的実施状況としては、「社協のひきこもり支援の窓口と生活困窮者自立相談支援窓口で一体的に実施」との回答が20.4%と最も多くなっている。【アンケート調査結果】
- 支援調整会議をひきこもり支援の連携・情報共有の場として活用し、支援プラン策定の際に、庁内関係部門のほか、社会福祉協議会等の支援関係機関も加え、ひきこもり相談支援に関する課題の情報共有、意見交換などを行っている事例が把握された。【ヒアリング調査結果】
- 生活困窮者自立相談支援窓口を一元的なひきこもり相談窓口とし、ひきこもりに関する相談の集約、初回相談後の庁内関係部署との連携といった役割分担が明確化された事例が把握された。【ヒアリング調査結果】
- 就労準備支援事業などの既存の支援事業の活用によって社会参加につなげている事例が把握された。【ヒアリング調査結果】

＜考察＞

- ひきこもり相談支援への関わりについて、ファーストコンタクト（初動対応）や、窓口での相談支援の段階では主体的に関わっているものの、居場所等の提供や当事者会・家族会の開催に関しては、ひきこもり支援推進事業を実施する自治体と比べて低調であり、具体的に提供するための仕組みが必要である。
- なお、ひきこもり支援推進事業を実施していない自治体では、「生活困窮者自立支援事業」窓口が、保健センターよりもひきこもり相談窓口として多く設定されていることも、居場所等の提供、当事者会・家族会の開催など、保健福祉分野、とくに保健分野の幅広い「ひきこもり支援」につながっていない要因の1つと考えられる。
- ひきこもり当事者が複合的な問題を抱えている場合に、相談後適切な部署につなぐことが出来ず丸抱えとなるケースもあるため、相談内容を可視化し、関係者間で速やかに共有しながら、相談員が抱え込まない仕組みが必要である。

②重層的支援体制整備事業の仕組みを活用した取組状況

＜結果分析＞

- ひきこもり支援推進事業は実施していないが、重層的支援体制整備事業を実施している自治体の場合、ひきこもりの「相談実績がある」との回答が90.3%と非常に高く、ひきこもり相談窓口について、外部委託を活用する比率も高い。【アンケート調査結果】
- ひきこもりに関する相談について、重層的支援体制整備事業を実施している自治体の場合、「庁内の関連部局」や「学校・教育機関」などから相談内容が連携される割合が多く、同事業を実施していない自治体と比較して連携先も多い。【アンケート調査結果】
- ひきこもり支援推進事業を実施している自治体や、重層的支援体制整備事業を実施している

自治体の場合、「居場所等への同行支援」及び「当事者会・家族会や居場所の紹介」といった、具体的な支援段階まで実施をしている自治体の割合が多い。【アンケート調査結果】

- ひきこもり相談支援に関するプラットフォーム（会議体）を設置して府内関係部門が参加することで、ひきこもり相談支援に関する情報共有、研修、意見交換などが定例的に行われている事例や、ケース検討の場を通じて、相互に成功事例の共通認識を図り、府内における重層的支援体制整備事業への意識も醸成された事例が把握できた。【ヒアリング調査結果】
- 包括的な相談支援体制を構築することで、民生委員や地域包括支援センター、障害者自立相談支援事業所といった関連機関から様々な情報が共有される体制となった事例が把握できた。【ヒアリング調査結果】
- 保健・福祉に関する総合相談窓口を設け、相談を受けるだけでなく、自立相談支援、就労準備支援、家計改善支援、重層的支援体制整備事業の多機関協働事業や参加支援事業、住まい支援など支援業務を実施している事例が把握できた。【ヒアリング調査結果】
- 重層的支援体制整備事業の「参加支援事業」の活用により、ひきこもりに関する課題のつなぎ先を増やしていくこうとしている事例や、ひきこもり者の社会参加の場（ボランティアなどの軽作業を行う場所など）をつないでいる事例も把握できた。【ヒアリング調査結果】
- 重層的支援体制整備事業の多機関協働事業（会議）を通じて、ひきこもりに関する課題等を含めて、府内部門横断的に連携できる場が得られ、支援のつなぎ先の確保がされた事例が把握できた。【ヒアリング調査結果】

＜考察＞

- 府内横断による相談支援チームを設けて対応しているが、障害者の居場所、生活困窮者の居場所、高齢者の居場所といった縦割りが存在し、特に8050世帯など複雑化・複合化した課題を抱える世帯が顕在化しているひきこもり支援において、連携した支援が行えていないなどの弊害があるため、支援の取組を効率的に運用するための情報共有や、外部による働きかけ（取組そのものをスーパービジョンする等）が必要である。

③都道府県等との広域的な連携によるひきこもり相談支援の取組状況

＜結果分析＞

- ひきこもり相談窓口を設定していないとの回答が「町村」では22.3%と、ひきこもり相談窓口を設定していない傾向が強い。それに伴い、ひきこもりに関する相談実績有無についても、「相談実績がある」との回答が61.1%と非常に低くなっている。【アンケート調査結果】
- ひきこもり相談支援における課題として、「ひきこもりに係る知識・支援ノウハウを有していない（不十分である）」といった回答が71.4%と最も多い。特に、町村などの小規模自治体では、複数業務を特定の担当者が分担する場合が多く、こうした自治体ほどノウハウに関して課題と捉えている傾向が強い。【アンケート調査結果】
- 市の保健部門（保健センター）主導のもと、県保健所と連携して家族会を実施することで、ひきこもりの相談支援につながっている事例が把握できた。【ヒアリング調査結果】
- 県が複数設置している広域的な相談窓口との連携体制を構築することで、複合的な課題を抱える困難ケースへの相談対応や、県が実施する当事者会・家族会への参加が可能となっている事例が把握できた。【ヒアリング調査結果】
- 県が設置する総合相談窓口に精神保健福祉分野の専門職が駐在しており、専門的な課題に対応している事例や、精神科医療へのアプローチが必要な場合に、県保健所を通じて精神科病院との連携が可能な体制を構築している事例が把握できた。【ヒアリング調査結果】

＜考察＞

- 町村など小規模自治体では、自治体内に公共交通機関などのインフラが行き届いていないために居場所等を実施しても当事者や家族が集まりづらいといった事例や、地域で活用できる地域資源の数が限られ、地域資源の把握方法や連携の仕組みが整備できない状況があることも把握された。もちろん人材不足は小規模自治体に限った課題ではないものの、特に小規模自治体における効率的、効果的な取組方法の積極的な周知と、その実現のための仕組み作りが必要である。

- 都道府県との連携・サポートが必要であるものの、都道府県センター等から距離的に離れていることで連携が図りづらいといった自治体もある一方で、「都道府県センターから講師を招いて研修を実施している」といった事例も把握できることから、拠点から距離が離れているなど地理的な課題や、ひきこもり相談支援の課題等を踏まえたフォローアップが必要な自治体に対して、優先順位をつける等で重点的に関わる仕掛け作りが必要である。

2. 効果的な実施に向けた方向性

①市町村における効果的な実施について

- 基本的には、国から全ての市町村に対して、相談窓口の明確化・周知を要請しており、ひきこもり相談支援に特化した「ひきこもり支援推進事業」を実施していない市町村においても、今般、顕在化してきた「8050世帯」などの課題も踏まえ、ひきこもり相談支援に効果的に取り組んでいくことが求められている。
- 一方、人的リソースや地域資源が限られている中、全ての自治体で「ひきこもり地域支援センター」を設置していくことや「ステーション事業」を立ち上げていくことは困難であり、包括的な相談窓口を設置している生活困窮者自立相談支援事業や重層的支援体制整備事業といった既存事業の仕組みを有効的に活用しながら、庁内部門間における役割分担の明確化と情報共有、庁外の多様な支援関係機関等との連携体制の構築を図っていくことが望ましい。
- 例えば、ひきこもり相談窓口での相談支援の実施にあたっては、関係部門及び関係機関との連携の促進が必要となるため、生活困窮者自立支援制度における「支援調整会議」、あるいは、重層的支援体制整備事業の「多機関協働事業（会議）」を活用することで相談内容を可視化し、関係者間で速やかに共有しながら連携を促進していくことが重要である。
- また、生活困窮者自立相談支援事業や重層的支援体制整備事業を実施している場合であっても、窓口による相談支援とともに行われる居場所等の提供や、当事者会・家族会の開催など、複合的な課題を抱えるひきこもり状態の当事者及びその家族への具体的な支援が低調となっていることが調査結果でも明らかになっている。
- これらの市町村に対しては、「サポート事業」の活用を促しつつ、生活困窮者自立支援制度の「就労準備支援事業」や、重層的支援体制整備事業の「参加支援事業」、「地域づくり事業」との一体的な連携を図ることで多様な地域資源へのつなぎ等を含め、徐々に社会参加を促していくプロセスを求めていくことが望ましい。
- また、「隣接する自治体のNPO法人に当自治体に来て相談会のようなものを開いてもらっている」といった事例が調査結果により把握されているように、自治体単独での実施が困難な場合には、近隣自治体も巻き込んだ広域連携も視野に取組を進めていく必要がある。

②都道府県センターが担う役割について

- ひきこもり相談支援における都道府県センターの関わりとして、令和7年度から、ひきこもり支援推進事業に「市町村等訪問支援員」の配置に関する加算を創設し、個別の困難ケースへのスーパービジョンなど、管内市町村に対する伴走的支援を促す取組が進められることとなっている。今後、こうした取組を活用することなどにより、人口規模や地域資源の多寡等の実情によって取組の幅や深度に差が生じているといった現状・課題等を抱え、都道府県センターによるフォローアップが必要となる町村等の小規模自治体に対し、優先順位を付けつつ、重点的に関わっていくことが必要である。
- 加えて、小規模自治体が単独でひきこもり相談支援に対応していくには限界があるため、近隣自治体で広域的に連携していくことが重要であり、都道府県センターが果たすべき役割は大きい。例えば、定住自立圏構想の事業としての実施や、広域連合・一部事務組合等の組成を含む多様な広域連携を促進するとともに、その際に、市町村間の役割分担の明確化や費用分担といった調整に都道府県センターが関わっていくための仕掛けが必要である。
- また、居場所づくりや当事者会・家族会等の実施にあたっては、市町村間の人的リソース・

地域資源のバラツキによって広域連携が困難な可能性もあるため、都道府県センターが広域的に実施する場に市町村も参加するなど、都道府県のリソースを上手く活用しながら共同して対応していくことも重要である。

- さらに、都道府県センターが中心となり、管内市町村の人材養成や意識醸成を進めていくことが求められており、都道府県センター同士が都道府県域を超えて、重点的支援が必要な市町村への支援方策などを検討・協議する場を設けるといった横断的な取組も望まれる。

③国が担う役割について

- 前記①、②による対応方策を踏まえ、国に求められる事項として、ひきこもり支援推進事業を通じた都道府県及び市町村への支援を充実していくことが必要である。
- 具体的には、生活困窮者自立相談支援事業あるいは重層的支援体制整備事業を実施している自治体に対しては、地域の実情に応じて組み合わせて実施する、居場所づくり、当事者会・家族会開催、関係機関とのネットワークづくり、ピアサポーター養成といった相談支援以外の任意事業の促進を誘導するために「サポート事業」の拡充を検討し、効率的に推進していくことが望まれる。
- さらに、生活困窮者自立相談支援事業と重層的支援体制整備事業のいずれも実施していない町村等の小規模自治体に対しては、都道府県センターが中心となってバックアップする役割を担うことが重要であるため、こうした都道府県センターによる支援の強化に資するよう、令和7年度からひきこもり支援推進事業に設けられる「市区町村訪問支援加算」の拡充を検討するなど、小規模自治体への支援強化を促進する方策を検討する必要がある。
- なお、都道府県センターが主体となって管内市町村に対して行う人材養成、意識醸成の促進が図られるよう、国が実施している人材養成研修事業のプログラムを具体的に示す等についても検討する必要がある。

3. 今後の展望

※ひきこもり相談支援について、本調査結果で得られた各自治体の取組事例にとどまらず、中期的かつ大局的な観点から、今後の展望として以下のとおり整理する。

- ひきこもりは、様々な要因等が起因・複合して起こるものであることから、市町村の主担当部門を中心に、その他の庁内関係部門に加え、庁外の多様な関係機関・地域資源とも連携して、地域や社会づくりの観点から支援を進めていくことが重要である。よって、「ひきこもり相談支援とは地域・社会づくりである」との視点に立ち、地域全体をどのように活性化していくのか、といった観点から、ひきこもり相談支援の在り方を検討していく必要がある。
- なお、市町村においては、地域資源との連携促進等により、潜在的なひきこもり者を顕在化していくような独自の取組を推進している事例として、「部門担当者が、各地区に配置されている生活支援コーディネーターと一緒に街歩きのフィールドワークを行っている」といった取組があり、こういった取組が地域資源の開拓の一助となり、それが潜在的なひきこもり者へのアプローチにもつながるものと考えられる。また、既存の制度や仕組みにとらわれない、柔軟な新たな取組等が進められており、これらの視点は今後のひきこもり相談支援の検討に際して参考になると思われる。
- さらに、「地域福祉活動に関する助成金制度を自治体独自の事業として実施し、地域でサロン活動や居場所等の活動をしている団体等に対して助成金を支給しているが、このような取組を通じて関係性を構築した民間団体をつなぎ先として総合相談窓口に連携している」といった事例や、ひきこもり相談支援を地域包括支援センターに委託している自治体において、「相談者から見た場合、相談できる窓口の数が増え、より相談がしやすくなった」など、ひきこもり者の顕在化に取り組んでいるものも参考となる。
- その点では、本調査において、市町村がひきこもり相談支援を行うに際しては、社会福祉協

議会をはじめ、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、民生委員や教育機関といった、福祉に関わるような関係機関等との連携については複数の事例が報告されているものの、福祉以外の分野との連携や協働についての事例は少なく、今後は、福祉以外の分野との連携・協働による地域共生社会の実現が求められていくと考えられる。ある市町村の事例では、「農業と福祉の連携」といった形で、漁業を活用した就労や就労準備支援、ボランティアなどが展開されているといった新たな取組事例もあるが、今後このような取組を促進していくことも必要になると考えられる。

- また、ひきこもり相談支援・対策等を行う各種協議会においては、課題の深刻化・複合化、人手不足等の課題を抱えているという点に着目し、これらを解決するためのアプローチとして、ひきこもり対策連絡協議会が、同じ県内の子ども・若者支援地域協議会や生活困窮者自立支援連絡会議、就職氷河期世代活躍支援プラットフォームといった協議会との合同会議や研修会を実施するなどの連携をとっている自治体もあり、このような取組により都道府県全体の支援の質を向上させることができることから、今後はこのような取組も推進していくことが望まれる。
- さらに、特定の自治体単独ではなく、共同実施自治体といった形態で官民連携プラットフォーム形成に向けた連絡会議を開催している事例もある。これは、共同する各市にひきこもり相談支援を通じた連携の実績があり、それをベースとしてそれぞれが築いてきた地域資源やネットワークを共有し、市域を超えた支援体制の構築を図っている自治体もあり、今後はこのような取組を促進していくための仕組みづくりや働きかけが必要である。
- このように、市町村が新たな観点も含めて、今後包括的な支援体制の整備を進めていくに際しては、特に都道府県の果たすべき役割が大きい。具体的には、市町村における包括的な支援体制構築の取組の支援や、あるいは、市町村域を越える広域での人材育成やネットワークづくり、広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応などが求められるところであり、特に、広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応といった点では、「都道府県が自ら相談を受け支援を行っていくこと」や、「市町村や断らない相談支援に従事する支援員を後方支援する事業を実施していくこと」、「複数の都道府県域にまたがるケースの場合に都道府県同士が連携して対応していくこと」などが求められる。そのためには、都道府県の体制強化も必要であり、県内市町村へのきめ細かい調整や広域連携に向けた取組の実施などが円滑に行われるよう、具体的な体制整備も含めた検討が必要である。
- 以上のような、地域・社会づくりに関する様々な取組を都道府県及び市町村が進めていくことで、ひきこもり者やその家族の多様な状況やニーズに合った様々な地域資源につながっていくことが期待される。

事業実施機関

株式会社工業市場研究所

〒105-0003 東京都港区西新橋3-6-10 マストライフ西新橋ビル

03-6459-0150 (代表)